

## 伊勢市地域防災計画（本編） 修正概要リスト

修正区分	編	章	節	頁	修正後	修正前	修正理由
令和6年度能登半島地震	第1編 総則	第1章 計画の考え方	第2節 基本方針	2	<p><u>3 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた対策</u></p> <p>令和6年能登半島地震においては、輪島市、志賀町で震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れが発生し、多くの住民が死傷しました。地震による被害としては、土砂崩れによる道路の寸断、このことによる孤立集落の発生や物資の輸送遅延、未耐震住宅の倒壊など様々な課題が発生しました。</p> <p>また、今回の地震は1月1日に発生したことから、改めて観光客などの帰宅困難者対策が必要であることを認識しました。</p> <p>本計画では、令和6年能登半島地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未耐震木造住宅の耐震化促進</li> <li>・観光客等帰宅困難者対策の取り組み強化</li> </ul>	新規追加	令和6年能登半島地震を受けての変更
	第2編 自助・共助	第1章 災害への備え	市の取り組み 13 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強（設計・工事等）補助制度（住宅政策課）	53	<p>③木造住宅耐震補強事業費補助金 区域用件等の一定の条件を満たす建物の耐震補強工事、準耐震補強工事、リフォーム工事、空家除却工事、<u>建物内への耐震シェルターの設置</u>に要した費用の一部(上限は工事により異なる)を受けることができます。</p> <p><u>※木造住宅の無料耐震診断・耐震補強等補助制度について、未耐震の対象者宅を個別訪問するなどし、制度の活用を促進します。</u></p>	③木造住宅耐震補強事業費補助金 区域用件等の一定の条件を満たす建物の耐震補強工事、準耐震補強工事、リフォーム工事、空家除却工事を行う際に要した費用の一部(上限は工事により異なる)を受けることができます。	同上
	第3編 公助	第1章 災害応急活動の体制づくり	第6節 帰宅困難者対策の整備	100	<p>1 観光客への避難所等情報伝達 避難所等の防災情報を記載したパンフレットの配布の他、外国人観光客にも対応可能な多言語表記のツールの整備を推進します。</p> <p><u>また、観光地の地域団体と協働し、災害発生時の円滑な避難行動実現のため観光危機管理マニュアルを作成します。併せて防災訓練を開催し実効性のある取り組みを進めます。</u></p>	1 観光客への避難所情報伝達 避難所等の防災情報を記載したパンフレットの配布の他、外国人観光客にも対応可能な多言語表記のツールの整備を推進します。	同上
防災基本計画(国)	第3編 公助	第5章 いのちをつなぐ	第2節 要配慮者対策	157	<p>3 福祉避難所 災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。</p> <p><u>医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。</u></p>	3 福祉避難所 災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。	国の防災基本計画修正に伴う変更

防災基本計画(国)	第3編 公助	第9章 復興に向けた始動	第1節 復興計画の立案	183	1 災害復興対策本部の設置 災害により重大な被害を受けた場合において、土地利用の方針策定や都市の復興対策を迅速に実施するため、必要があると認めるときは、伊勢市災害復興対策本部を設置します。 <u>復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を求めることも検討します。</u>	1 災害復興対策本部の設置 災害により重大な被害を受けた場合において、土地利用の方針策定や都市の復興対策を迅速に実施するため、必要があると認めるときは、伊勢市災害復興対策本部を設置します。	同上
	第3編 公助	第4章 いのちを守る	第1節 避難誘導	130	1 避難情報の発令及び伝達 人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、[警戒レベル3]高齢者等避難・[警戒レベル4]避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求め、 <u>必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用します。</u> (基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2)	1 避難情報の発令及び伝達 人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、[警戒レベル3]高齢者等避難・[警戒レベル4]避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。(基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2)	同上
	第3編 公助	第5章 いのちをつなぐ	第1節 避難所運営	156	2 主な連携先となる関係機関等と役割 <u>NPO・ボランティア等</u> 伊勢市社会福祉協議会、ボランティアセンター 三重県 国	2 主な連携先となる関係機関等と役割 ボランティア 伊勢市社会福祉協議会、ボランティアセンター 三重県 国	同上
	第3編 公助	第4章 いのちを守る	第4節 救急・救助活動	134	<u>5 安否不明者名簿の作成</u> <u>安否不明者捜索を目的として、安否不明者名簿を作成します。作成した安否不明者名簿は、三重県が公表します。</u>	新規追加	同上
	第3編 公助	第4章 いのちを守る	第8節 道路交通の確保	139	5 道路の適切な管理 局地的な大雨が発生した場合には、市内の低地やアンダーパス等の浸水が予測されるため、適正な時期に通行規制を実施します。また、大雪が発生した場合には、幹線道路等から除雪を実施し、社会的混乱を最小限に抑えます。 <u>車両滞留が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県や道路管理者等の関係機関と連携の上、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行うよう努めます。</u>	5 道路の適切な管理 局地的な大雨が発生した場合には、市内の低地やアンダーパス等の浸水が予測されるため、適正な時期に通行規制を実施します。また、大雪が発生した場合には、幹線道路等から除雪を実施し、社会的混乱を最小限に抑えます。	同上
三重県地域防災計画	第3編 公助	第1章 災害応急活動の体制づくり	第8節 要配慮者の支援体制の整備	102	4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化 被災時における男女ニーズの違い等、 <u>男女共同参画</u> の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。	4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化 被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。	三重県地域防災計画の修正に伴う変更